

令和元年度 外郭団体に関する特別委員会 活動状況報告(案)

外郭団体に関する特別委員会の活動状況について、ご報告申し上げます。

本委員会は、地方自治法第 221 条第 3 項に定められた長の出資団体に対する調査権に基づき、市の出資団体 32 団体を対象として、長に対する審査という形で、各団体における事業の実施状況や、財政状況、経営改善の取り組み等について、当局の報告を求め、審査を行い、必要に応じて実地視察を行うとともに、他都市における外郭団体等についても調査するなど、精力的に活動してまいりました。

委員会審査において、委員からは、各団体の事業実施にあたっての基本的な考え方、今後の方向性、団体や事業のあり方はもとより、それぞれの団体固有の課題や問題点について、熱心な質疑がなされました。

特に、神戸新交通株式会社の不正事案等に関する審査については、延べ 3 日間におよぶ長時間の審査が行われ、計 4 人の参考人に本委員会にご出席いただき意見を聴取することで、新たな事実が明らかになった部分もありました。

そうした中、同社労働組合委員長については、再三の申し入れにも関わらず、参考人として出席いただけなかったことは、極めて遺憾であります。

また、審査の過程では、令和元年 5 月 31 日の合同委員会での答弁が、意図的な虚偽答弁であったことが明らかとなり、神戸市理事・都市局長及び同社代表取締役社長に対し、文書にて、このようなことが二度とないよう委員長として申し入れを行いました。

同社が、民間から新たに社長を迎え、関係者の懲戒処分など

厳正な対応をされたことには一定評価をするものの、今後、市民からの信頼を回復するためには、ガバナンスの強化、適切・健全な労使関係の構築が不可欠であります。

また、各団体とも、サービスの向上や経費の削減、市民ニーズや時代の変化を踏まえた事業の見直しに取り組まれていることに対して一定の評価はするものの、社会経済情勢が大きく変化する中で、それぞれの団体を取り巻く状況はより厳しさを増していることから、改革に向けた一層の取り組みが必要と認められた次第であります。

よって、各団体自らが、増大かつ多様化し続ける市民・事業者のニーズを的確に把握するとともに、自立した経営基盤の下で、市行政の補完的組織として、効果的かつ効率的な市民サービスの提供に努めるべきであります。

一方、市としても外郭団体を含む神戸市全体として、一体的で質の高い公的サービスを提供できる仕組みを構築するため、外郭団体との調整を行っていくことが重要であります。

その意味から、令和2年度の組織改正で外郭団体の自律的なガバナンス機能を強化するために必要な支援・調整を進めるため、企画調整局に外郭団体調整担当課長及び外郭団体調整係を設置されたことは大いに評価するところであります。

今後、この組織を有効に機能させ、時代や環境の変化に応じた市・外郭団体・民間の役割分担の明確化を進め、外郭団体の有効活用、経営の安定化を図るとともに、継続的に必要な組織などの見直しを常に検討しつづける姿勢が必要であります。

なお、各外郭団体の固有の課題や問題点については、委員会の審査過程において各委員から述べられた意見・要望などを十

分に踏まえ、今後の事業運営の中で対応していかれるよう、あわせて申し上げます。

以上、委員会の活動状況についてご報告申し上げ、議員各位のご了承を賜りたいと存じます。